

『子育て応援特別手当』のお知らせ

この度、小松島市では国の指針どおり、平成20年度の緊急措置として幼児教育期（平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子、就学前3年間）を対象に『子育て応援特別手当』を支給し、多子世帯を応援することになりました。平成21年2月1日に、小松島市に住民票のあった該当世帯には、申請書を送付いたしますが、該当になるのに申請書が届かない場合等は担当課までご連絡ください。

○対象となる世帯主

- 1.平成21年2月1日現在を基準に、小松島市に住民票のある子の属する世帯主
- 2.世帯主と同世帯に3歳以上18歳以下（平成14年4月2日から平成17年4月1日）（兄弟姉妹に限らない）の子が2人以上おり、かつ第2子以降に平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子がいる世帯の世帯主
- 3.外国人登録原票に登録されている者のうち、特別永住者、または、在留資格を有している者

○申請の方法

- 1.申請書に記入されている箇所に誤りがないか確認のうえ、必ず連絡が取れる電話番号を記入し押印してください。
- 2.申請書を提出の場合は、本人確認または代理人確認をいたしますので、運転免許証・住基カード・保険証・パスポート・外国人登録証明書等、確認ができるものをご持参ください。
- 3.この特別手当は口座振込です（世帯主口座でなくてもよい）。振込先等確認ができない場合は支給できないこともありますので、申請書に振込先通帳のおもての写しを添付してください。

（注）この特別手当の支給は贈与であり、支給しないことについて不服申し立て等の対象にはなりません。また、この特別手当は申請に基づき支給することになっておりますので、期限を過ぎますと受付はできません。

また、振込金融機関にゆうちょ銀行を指定される場合は、普通銀行の振り込みより遅くなります。ご了承ください。

○特別手当の額

対象になる子一人あたり 36,000円

○申請受付期間

平成21年4月6日から平成21年10月5日まで（期限厳守になっています）

○提出先および担当課

〒773-8501

小松島市横須町1番1号 小松島市児童福祉課 ☎0885-32-2114

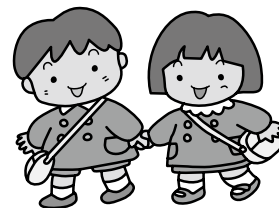
○土日祭日の受付

土日祭日の受付は次のとおりです。

4月18日（土）、19日（日）、26日（日）、

5月3日（日）、10日（日）、17日（日）

午前9時～午後5時までです。



『子育て応援特別手当』は『定額給付金』とは別に申請手続きが必要ですのでご注意ください。また、特別手当の申請は坂野・立江両出張所では受付はいたしません。